

資格取得を目指す

ひとり親家庭のパパ・ママを応援します！

—高等職業訓練促進給付金—

○ 高等職業訓練促進給付金とは. . .

母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関等で就業する期間（最大48月）について、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図るため、月額10万円（課税世帯は7万500円（最終学年は、支給月額を4万円加算））を支給します。

○ 支給対象者

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
（※令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業する場合は、6ヶ月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれること。）
- ・ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。

※ 以下に該当する方、該当見込みの方は対象外となります。

- ・ 過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある方
- ・ 職業訓練を受講し、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受けている方
- ・ 職業訓練を受講し、訓練延長給付を受けている方
- ・ 専門実践教育訓練で教育訓練支援給付金を受けている方

○ 主な対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の国家資格や、デジタル分野等の民間資格

※ その他の資格については担当窓口へご相談ください。



裏面もご覧下さい

○ 応募期間・応募方法

令和5年7月3日（月）～令和5年10月31日（火）※町村在住者

令和5年4月3日（月）～令和5年4月28日（金）※町村在住者

※ お住まいの地域によって、制度や募集期間が異なる場合があります。必ず事前に下記のお問い合わせ先へご相談ください。

※ 応募期間以外も入学前の事前相談等、随時受け付けております。

※ 予算に限りがあるため、応募者多数の場合は抽選になる場合があります。

お住まいの市町村	担当部署 福祉事務所	連絡先
国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村	北部福祉事務所	0980-52-0051
恩納村、宜野座村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、 北中城村、中城村	中部福祉事務所	098-989-6603
西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町	南部福祉事務所	098-889-6364
多良間村	宮古福祉事務所	0980-72-3771
竹富町、与那国町	八重山福祉事務所	0980-82-2330
那覇市	子育て応援課	098-861-6951
宜野湾市	児童家庭課	098-893-4642
浦添市	こども家庭課	098-876-1280
名護市	子育て支援課	0980-53-6024
糸満市	こども未来課	098-840-8191
沖縄市	こども家庭課	098-934-0672
豊見城市	こども応援課	098-850-6775
うるま市	こども家庭課	098-973-4983
南城市	こども相談課	098-917-5212
宮古島市	子育て支援課	0980-73-1966
石垣市	こども家庭課	0980-87-9064

発行：沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課（令和5年7月）

TEL：098-866-2174 MAIL：aa022004@pref.okinawa.lg.jp